

総論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景・趣旨

我が国の障害者施策は、昭和 45 年に制定された「心身障害者対策基本法」に始まり、平成 5 年の大幅改正では「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」とされたほか、平成 15 年度には「障害者基本計画」が、平成 25 年度には「新障害者基本計画」が策定されました。

また、平成 15 年度からは身体障害者（児）と知的障害者（児）への福祉制度である支援費制度が導入されたほか、平成 18 年には、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指した「障害者自立支援法」が施行され、各自治体には障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策を盛り込んだ「障害福祉計画」の策定が義務付けされました。

平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されたほか、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」等が施行されています。

平成 27 年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行、平成 28 年には「改正障害者雇用促進法」及び「改正発達障害者支援法」の施行に加え、「改正総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施に取り組むことが求められています。

その後、平成 30 年の改正では、新しいサービスや新高額障害福祉サービス費が創設され、現在の「障害者総合支援法」となっています。

また、令和4年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定され、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の趣旨を踏まえることとされました。

こうしたなか一宮町では、障害者基本法に基づく「一宮町障害者計画(令和3年度～令和8年度)」に沿った障害者施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づく「第6期一宮町障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)」や児童福祉法に基づく「第2期一宮町障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)」に基づき、障害者(児)の自立支援の推進に取り組んできたところです。

「一宮町障害者計画」は、本町におけるこれまでの障害者施策の成果を検証したうえで、めまぐるしく移りゆく法制度に対応することが重要であり、今後の障害者数の動向や社会参加の促進に対応し、身体障害、知的障害、精神障害の3障害や難病全ての人々が地域で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていくことを目的に策定しています。

また、「第7期障害福祉計画」は、これまでの「第6期障害福祉計画」の進捗状況やサービスの給付実績を評価し、今後の障害者施策目標やサービスの見込量を定めるほか、地域共生社会の実現に向けた地域住民の主体的な地域づくりへの取り組みや、地域の実情に応じた制度の縦割りを越えた柔軟なサービス確保に係る取り組み、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実などについて定めます。

また、「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正により、地域支援体制の構築や、保育・教育・就労等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保等について定めます。

第2節 計画の法的根拠と位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定されるものであり、障害者施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画です。

また、「第7期障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に、「第3期障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に、それぞれ規定されるもので、障害福祉サービスや地域生活支援事業、障害児通所支援給付の見込量や見込量確保の方策を定めるもので、「障害者計画」を上位とする3か年の計画です。

本計画は、国の「第5次障害者基本計画」や県の「第八次千葉県障害者計画」等に基づき策定するほか、その他の町関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

第3節 計画の対象

本計画は、障害者基本法第2条に規定される「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」や「難病(特定疾患)のために日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある者」を対象とします。

また、児童福祉法第4条第2項に規定する「障害児(18歳未満)」についても対象とします。

第4節 計画の期間

「障害者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度の6か年とし、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

なお、今後想定される新制度の制定や諸制度の改正等、将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行うものとします。

[計画の期間]

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
一 宮 町 障 害 者 計 画 (平 成 23 ～ 32 年 度)					
第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画		
			第 1 期障害児福祉計画		
第五次千葉県障害者計画			第六次千葉県障害者計画		
第 3 次障害者基本計画			第 4 次障害者基本計画		

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
一 宮 町 障 害 者 計 画 (令 和 3 ～ 8 年 度)					
第 6 期障害福祉計画			第 7 期障害福祉計画		
第 2 期障害児福祉計画			第 3 期障害児福祉計画		
第七次千葉県障害者計画			第八次千葉県障害者計画		
第 4 次障害者基本計画		第 5 次障害者基本計画			

第2章 障害者を取り巻く状況

第1節 障害者を取り巻く動き

障害者の権利擁護関係では、平成24年10月に障害者虐待の防止や早期発見、保護等を目的に「障害者虐待防止法」が施行され、町では、平成25年2月に「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」を設置し、虐待等の未然防止や解決・支援について、関係機関との連携と相互協力により、虐待等防止対策を推進しています。また、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に努めることが定められました。

生活環境面では、平成18年に「バリアフリー法」が施行され、旅客施設や建造物等及びこれらの間の経路を一体的に整備するための措置等が定められました。また、平成25年4月には「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等により、障害者就労施設で就労する障害者及び在宅就業障害者等の自立促進が図られており、現在、町においても障害者就労施設等からの調達を推進し、障害者の自立を支援しています。

平成28年には「発達障害者支援法」の一部も改正され、地域の身近な場所で支援が受けられるよう、支援体制の構築の配慮について規定されました。

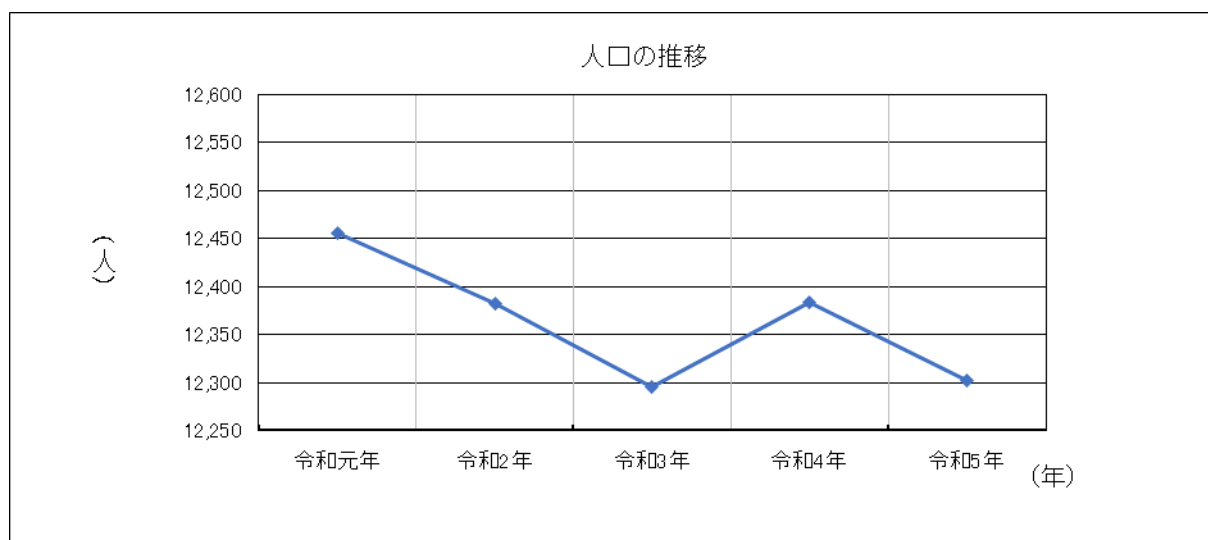
障害者雇用面では、昭和35年当初は身体障害者のみが対象でしたが、平成9年に知的障害者、平成30年に精神障害者が雇用義務化され、障害者雇用が推進されてきました。

障害者の教育面では、平成19年の「改正学校教育法」により、これまで盲学校、聾学校、養護学校と障害種別に分かれていたものが、特別支援教育に転換されました。

なお、国の計画では、令和5年度～令和9年度までの5年間を期間とする「第5次障害者基本計画」が策定されており、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的強調が基本原則となっています。

第2節 総人口の推移

一宮町は、九十九里海岸の最南端に位置し、総面積 22.97km²、首都東京から約 70km という位置条件にあります。人口は令和 5 年 4 月 1 日現在 12,302 人で、65 歳以上の人口は 4,022 人となっています。



※資料:住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

第3節 障害者（児）の現状

令和5年4月1日現在での町の障害者手帳所持者数は605人であり、そのうち身体障害者手帳所持者が61.5%、療育手帳所持者が15.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者が23.3%となっています。

■障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	395人	382人	366人	374人	372人
療育手帳	81人	85人	84人	86人	92人
精神障害者 保健福祉手帳	91人	103人	111人	125人	141人

■障害者手帳所持者の等級別の内訳（令和5年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
1級	136人	OA（最重度）	19人	1級	13人
2級	60人	A（重度）	28人	2級	87人
3級	55人	Bの1（中度）	20人	3級	41人
4級	101人	Bの2（軽度）	25人		
5級	10人				
6級	10人				
合計	372人	合計	92人	合計	141人

（資料：福祉健康課）

■身体障害者の内訳（令和5年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	7人	5人	0人	1人	1人	1人	15人
聴覚・平衡機能	1人	10人	3人	13人	0人	3人	30人
音声・言語・そしゃく	0人	2人	2人	3人	0人	0人	7人
肢体不自由	38人	43人	35人	40人	9人	6人	171人
内部機能	90人	0人	15人	44人	0人	0人	149人

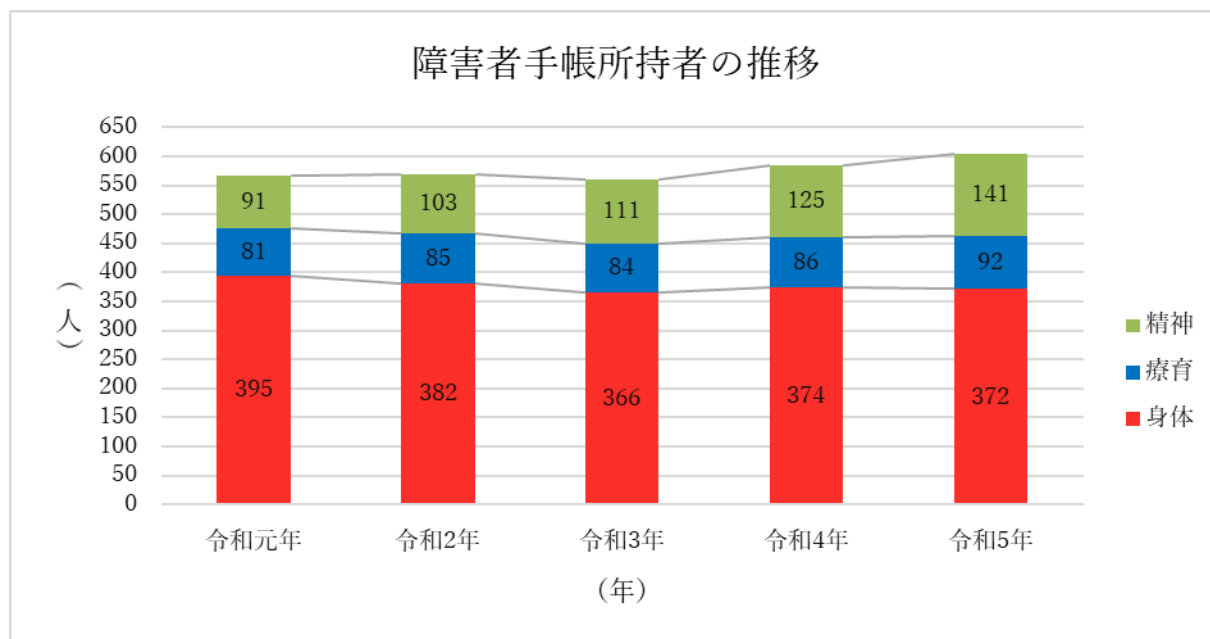
（資料：福祉健康課）

■自立支援医療（精神通院）受給者（各年4月1日現在）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
（精神通院）受給者数	126人	132人	117人	142人	149人

（資料：福祉健康課）

障害者手帳推移の図



第3章 計画の基本理念と基本方針

第1節 計画の基本理念と基本方針

障害者基本法の基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」の趣旨から、本計画においては、次の基本理念と6つの基本方針を定め、町民、団体、行政が一体となって施策の推進を図ります。

■ 基本理念

障害がある人もない人も共に暮らせる
自立と共生のまちづくり

■ 基本方針

1 広報・啓発の充実

障害の有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念に基づき、住民のすべてが互いに尊重し合い、障害への正しい理解を深めるため、様々な場と機会を活用し、啓発活動を推進します。

2 保健・医療の充実

障害者が受診しやすい医療体制の整備を図ります。また、健康診断等において、保健師等との連携体制の充実による疾病や障害の早期発見と早期療育に向けた適切なフォローに努めます。

3 教育・育成体制の充実

地域の学校、保育所等と連携しながら、障害の状況や特性等に応じた教育の推進を図ります。

また、地域生活を営む力を育成するために、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談や指導の実施に努めます。

4 雇用・就労の促進

障害者の自立のため、障害者の雇用に努めるとともに、民間企業での雇用を促進します。

また、就職が困難な障害者への就労訓練の場の確保や充実を図るとともに、ハローワークなどと連携し、障害者の就労移行や生活支援に努めます。

5 生活環境の整備

障害者が地域で安全に安心して暮らすため、防災、防犯、交通安全面での配慮やバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備に努めます。

また、地域で障害者の安全や安心を確保するために、公共施設、道路、交通機関などの環境整備に努めます。

6 社会参加の促進

障害者が豊かな地域生活を営むために、社会参加や文化活動への参加を推進します。障害者自身が地域活動の担い手になることができるよう社会参加の機会と場の提供に努めるとともに、各種団体の活動を支援していきます。

第2節 施策の体系

第4章 障害者計画	第1節 広報・啓発の充実	
	第2節 保健・医療・療育の充実	
	第3節 雇用・就労の促進	
	第4節 生活環境の整備	
	第5節 社会参加の促進	
第5章 第7期障害福祉 計画	第1節 計画の基本理念と基本目標	
	第2節 施策の体系	
	第3節 訪問系サービスの充実	
	第4節 日中活動系サービスの充実	
	第5節 居住系サービスの充実	
	第6節 その他の障害福祉サービスの充実	
	第7節 地域生活支援事業の推進	I 必須事業 II 任意事業
第6章 第3期障害児福 祉計画	第1節 計画の基本理念と基本目標	
	第2節 施策の体系	
	第3節 障害児支援の充実	

第7章 令和5年度の目 標値の設定		
第8章 計画の推進にあ たって		
資料編		

各論

第4章 障害者計画

第1節 広報・啓発の充実

障害への理解は徐々に深まりつつありますが、障害者に対する差別や偏見などは解消されていません。障害の有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念を推進するため、各種広報媒体の活用、ポスターやパンフレット等の作成・配布、関係機関や障害者団体の行う活動等への協力等、様々な障害者施策の情報提供に努めます。

また、障害者手帳交付時等に障害者支援施策を積極的に周知し、障害者とその施策を円滑に利用できるよう努めます。

行政等では、障害者が権利を行使できるよう、行政手続きや選挙等において、車いすの用意や段差の解消等、必要な環境整備や障害の特性に応じた合理的な配慮の提供を行います。

第2節 保健・医療・療育の充実

障害等の予防と早期発見、療育、治療等は、健やかな生活を支えるうえで重要な役割を担っています。そのため、関係機関と協力し、栄養バランスのとれた食生活や適度な運動を推進し、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化防止、早期発見に努めます。また、自立支援医療の給付を行い、特定の障害を持った人の障害の改善や進行防止を促進するとともに、医療費の一部を助成することで経済的負担の軽減を図ります。また、重度の障害者手帳の交付を受けた人についても医療費の一部を助成します。

乳幼児の健全な発達や発育を推進するため、関係機関と連携し、障害や発達、発育の遅れの早期発見に努め、早期療育を図ります。令和2年度から導入しているライフサポートファイルを活用し、ライフステージごとに変わる支援機関から支援が一貫して受けられるよう、学校や保育所等が連携し、療育が必要な児童の支援に努めます。また、障害に関する専門的な知識を持った療育支援コーディネーターを長生圏域で1人配置し、家族等からの相談対応や助言を行い、療育の推進や家族等の負担軽減を図ります。

第3節 雇用・就労の促進

障害者が地域で働くことは、経済的自立のためだけではなく、生きがいと潤いのある生活を送るために重要です。行政では、「障害者雇用促進法」に定める障害者の法定雇用率(2.5%)を勘案しながら、町職員としての採用を積極的に進めます。また、民間企業への各種支援制度の活用を図り、障害者雇用を推進します。

民間企業等での就労が困難な障害者には、就労支援事業所や地域活動支援センターを活用し、就労訓練や活動の場を提供するとともに、ハローワーク等と連携しながら一般就労への移行を推進します。

第4節 生活環境の整備

障害者が地域で安全に安心して暮らしていくため、防犯や交通安全、防災等の面での配慮やバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進に努めます。また、地域で障害者の安全を見守る住民相互の支え合いのネットワークづくりを推進するほか、障害者が地域で健やかな日常生活を送るため、手すりの設置や段差の解消等の住宅改修やストマや紙オムツ等の日常生活用具の給付に関する情報提供に努めます。

第5節 社会参加の促進

障害者が潤いのある生活を営むためには、経済的自立や就労のほか、積極的な社会参加や文化的な活動への参加も重要です。障害の有無に関わらず、ともに行事やレクリエーション活動に参加し、障害者自身が地域活動の担い手となることができるよう、様々な機会の提供に努めるとともに、各種団体の活動支援に努めます。

第5章 第7期障害福祉計画

第1節 計画の基本理念と基本目標

「障害者基本法」の基本理念及び「一宮町障害者計画」の基本理念である、「障害がある人もない人も共に暮らせる自立と共生のまちづくり」を実現する趣旨から、本計画においては、次の基本理念と6つの基本目標を定め、町民、団体、行政が一体となって施策の推進を図ります。

■ 基本理念

障害がある人もない人も共に暮らせる
自立と共生のまちづくり

■ 基本目標

1 障害福祉サービスの充実

障害者一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービス（訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・相談支援・地域生活支援事業等）の提供体制を整備するとともに、各種サービスの利用を促進します。

2 雇用・就労支援の充実

障害者が自立した生活を営むことができるよう、就労系サービス利用者の賃金向上及び就労支援に努めます。また、福祉施設から一般就労へ移行できるよう支援に努めます。

3 居住の場の確保に向けた支援の充実

障害者の地域移行を進めるとともに、地域で障害者が安心して生活できるよう、障害の特性に応じた居住の場の確保に努めます。グループホームについては、既存の事業所や圏域7市町村で連携し、設置の検討を進めます。

4 相談支援体制の充実と情報提供

身近で相談しやすい相談窓口の充実を図るとともに、相談が的確かつ迅速に支援に結びつくよう、各機関と連携し、相談支援のネットワークの充実に努めます。また、障害福祉サービスや各種手当等のわかりやすい情報提供及び周知に努めます。

5 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

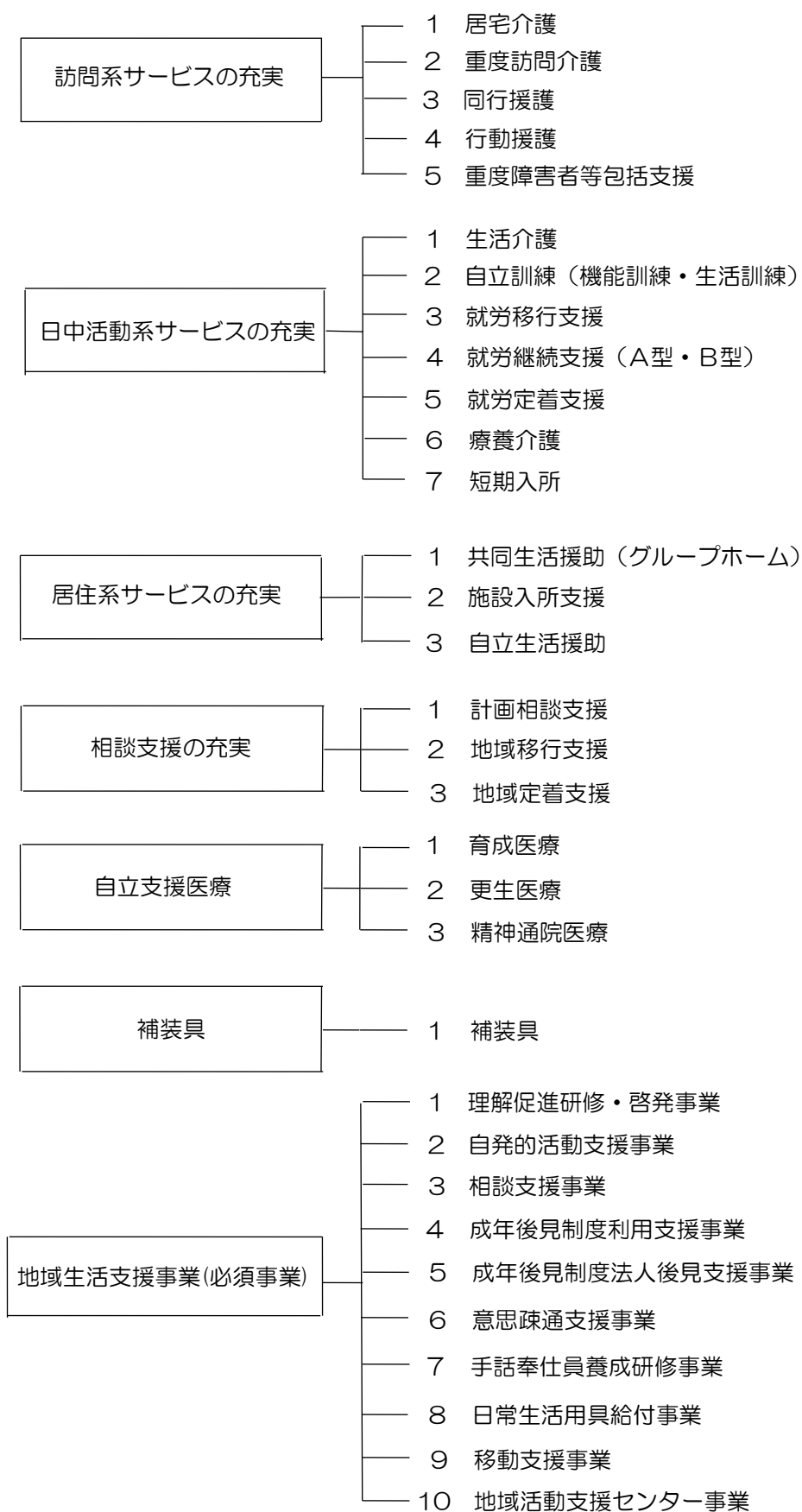
意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者の派遣等による支援を行うとともに、意思疎通支援者の育成・確保を図ります。また、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して用具の給付等による支援を促進します。

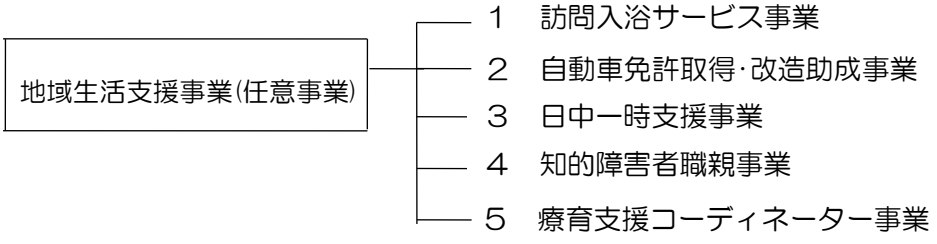
6 災害時の安全確保に向けた支援の充実

災害時に障害者が円滑に安全を確保できるよう、総務課防災行政係と連携し、災害時に支援を必要とする方の把握に努めるとともに、障害が原因で避難等に関する情報の取得に支障が生じることがないように、障害の特性に応じたわかりやすい情報提供及び周知に努めます。

第2節 施策の体系

【障害福祉サービスの充実】





本章において、障害福祉サービスの令和2年度～令和5年度の実績及び令和6年度～令和8年度のサービス見込量を定めます。なお、令和5年度の実績については、令和5年4月～令和6年1月受付分の実績で記載しています。

第3節 訪問系サービスの充実

【事業の概要】

居宅介護	障害者(児)のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度障害者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6(児童については区分6相当)で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的に 行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段：時間／月、下段：人／月)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護						
見込値	324	324	351	300	300	300
	12	12	13	10	10	10
実績値	273	279	257			
	9	8	10			
重度訪問介護						
見込値	18	18	18	0	0	0
	1	1	1	0	0	0
実績値	0	0	0			
	0	0	0			
同行援護						
見込値	3	3	3	2	2	2
	1	1	1	1	1	1
実績値	1.5	1	0.5			
	1	1	1			
行動援護						
見込値	50	50	50	50	50	50
	1	1	1	1	1	1
実績値	52	26	13			
	1	1	1			
重度障害者等 包括支援						
見込値	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
	0	0	0			

■サービス見込量算出の考え方

居宅介護の1人1ヶ月当たりの利用時間を30時間、同行援護の1人1ヶ月当たりの利用時間を2時間、行動援護の1人1ヶ月当たりの利用時間を50時間で見込みました。

見込量確保の方策

- ◆ 3 障害及び難病全ての障害に対応できる事業所やヘルパーの確保・養成に努めます。

また、障害や利用者の特性に配慮し、65歳到達後も一貫したサービスが受けられるように努めます。

第4節 日中活動系サービスの充実

【事業の概要】

生活介護	地域や入所施設において常時介護等の支援が必要である人に対して、主として昼間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望し、雇用が見込まれる障害者を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	事業所において、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	年齢や体力面で雇用されることが困難になった人などを対象に、雇用契約を結ばず、就労の場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労した人を対象に、生活面の様々な課題に対応できるよう企業や関係機関と連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、短期間、障害者支援施設などで夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段：日/月、下段：人/月)

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護							
見込値		560 28	560 28	600 30	620 31	620 31	620 31
実績値		609 29	607 31	612 31	/	/	/
うち重度 障害者	見込値	/	/	/	9	9	9
	実績値	6	8	8	/	/	/
自立訓練（機能訓練）							
見込値		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
実績値		0 0	0 0	0 0	/	/	/
自立訓練（生活訓練）							
見込値		11 1	11 1	11 1	11 1	11 1	11 1
実績値		13 1	0 0	5 1	/	/	/
うち精神 障害者	見込値	/	/	/	1	1	1
	実績値	1	0	1	/	/	/
就労選択支援							
見込値		/	/	/	0	1	1
就労移行支援							
見込値		50 3	75 5	105 7	120 6	120 6	120 6
実績値		45 4	112 6	0 0	/	/	/
A型（雇用型）							
見込値		0 0	0 0	0 0	50 2	50 2	50 2
実績値		20 1	21 1	46 2	/	/	/

B型（非雇用型）							
見込値		345	345	375	540	600	660
		23	23	25	36	40	44
実績値		464	469	492	/	/	/
		25	28	32			
就労定着支援							
見込値（人）		1	1	1	1	1	1
実績値（人）		0	0	0	/	/	/
療養介護							
見込値（人）		0	0	0	0	0	0
実績値（人）		0	0	0	/	/	/
短期入所（福祉型）							
見込値		30	30	35	56	64	72
		6	6	7	7	8	9
実績値		12	12	48	/	/	/
		4	5	6			
うち重度 障害者	見込値	/	/	/	0	0	0
	実績値	0	0	0	/	/	/
短期入所（医療型）							
見込値		6	6	6	6	6	6
		1	1	1	1	1	1
実績値		0	0	0	/	/	/
		0	0	0			
うち重度 障害者	見込値	/	/	/	0	0	0
	実績値	0	0	0	/	/	/

■ サービス見込量算出の考え方

就労移行支援の令和8年度における利用目標人数の達成に向け、段階的な利用者増加を見込みます。

見込量確保の方策

- ◆ 就労支援については、各関連機関やサービス提供事業所等と連携して、障害者の雇用の創出に努めます。また、就労移行支援等の利用により就労に必要な知識及び能力の向上を図り障害者雇用を推進するとともに、就労定着支援の周知を図り、障害者の就労定着を推進します。

- ◆ 就労移行支援や就労継続支援を利用している方の工賃向上を図るため、販売機会の提供や事業所の周知を図ります。
- ◆ 短期入所については、突発的なニーズに対応できるよう事業所の拡充や参入を推進し、長生圏域の市町村と連携し、事業所整備の検討を進めます。また、地域生活支援拠点の整備にも努めます。

第5節 居住系サービスの充実

【事業の概要】

共同生活援助 (グループホーム)	生活介護や就労している、または就労継続支援などの日中活動サービスを利用しており、日常生活上の支援を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けた支援を行います。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援または就労継続支援B型の対象者のうち、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。
自立生活援助	グループホーム等からひとり暮らしを希望する方に、生活力等を補うために利用者からの相談に対する随時対応や定期訪問など必要な支援を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助						
見込値	13	14	14	20	20	24
うち精神障害者	6	6	7	7	7	7
うち重度障害者				3	3	3
実績値	16	17	17			
うち精神障害者	4	5	5			
うち重度障害者	3	3	3			
施設入所支援						
見込値	13	13	12	14	14	14
実績値	14	14	14			
自立生活援助						
見込値	1	1	1	1	1	1
うち精神障害者	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
うち精神障害者	0	0	0			

見込量の確保の方策

- ◆ 共同生活援助(グループホーム)については、障害者の地域移行を進めるうえで、今後も整備が必要となるため、空き家等の社会資源の活用を検討し、生活の場の確保に努めます。
- ◆ 施設入所支援については、現在、本町で利用実績のある施設と連携をとり、提供体制の確保を行うほか、サービスを必要とする障害のある人が利用できるよう努めます。
- ◆ 平成 30 年度に新設された自立生活援助の周知を図り、サービス提供事業所の確保に努めます。

第6節 その他の障害福祉サービスの充実

1. 相談支援

【事業の概要】

計画相談支援	障害者の心身の状況や環境、障害福祉サービスなどの利用意向等を勘案して、サービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後一定期間ごとに利用状況の検証(モニタリング)を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等を利用する障害者を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障害者等の常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対し必要な相談や支援を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援						
見込値	60	61	62	63	64	65
実績値	56	47	56			
地域移行支援						
見込値	0	0	0	1	1	1
うち精神障害者				1	1	1
実績値	0	0	0			
うち精神障害者						
地域定着支援						
見込値	0	0	0	3	3	3
うち精神障害者				1	1	1
実績値	0	2	3			
うち精神障害者						

見込量の確保の方策

- ◆ 新規相談支援事業所の参入及び相談支援専門員の育成を促進し、相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 障害者等の自立のため、インフォーマルサービスの開発・活用に努めるとともに、施設入所者の地域生活への移行を図ります。
- ◆ 保健・医療・福祉等の関係者による協議の場(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)の構築に努め、精神病床への長期入院患者については、地域生活への移行を図ります。

2. 自立支援医療

【事業の概要】

自立支援医療	育成医療	手術等により身体障害の除去、軽減が見込まれる18歳未満の児童に対し、公費負担医療を支給します。
	更生医療	手術等により障害の除去、軽減が見込まれる18歳以上の身体障害者に対し、公費負担医療を支給します。
	精神通院医療	うつ病、てんかん、統合失調症等の精神疾患により、通院による継続的な医療が必要な人に公費負担医療を支給します。

3. 補装具費

【事業の概要】

補装具費	補装具(身体機能を補完・代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの)の購入・修理時にかかる費用の支給を行います。
------	--

第7節 地域生活支援事業の推進

「障害者総合支援法」第77条に基づき、障害者等が地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況等に応じ柔軟に実施する事業です。

生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施されています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせ、効果的なサービスを提供します。

なお、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施が可能なため、本計画を推進する中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業を検討していきます。

I 必須事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障害者等が生活上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：実施の有無)

理解促進研修 ・啓発事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	有	有	有	有	有	有
実績値	無	無	無			

2. 自発的活動支援事業

障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：実施の有無)

自発的活動支援事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	有	有	有	有	有	有
実績値	無	無	無			

3. 相談支援事業

障害者や障害者の家族等に対する障害福祉サービスに関する情報提供・相談をはじめ、サービス利用の援助や専門機関の紹介を行います。

【事業の概要】

障害者 相談支援事業	障害者及びその家族の相談に応じ、福祉サービスの情報提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活能力向上の支援や権利擁護などのために必要な援助を行います。
総合支援協議会	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす総合支援協議会を設置・運営し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整等を行います。
市町村相談支援 機能強化事業	困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員を配置します。
基幹相談支援 センター等機能 強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする機関です。市町村またはその委託を受けた事業所に設置します。
住宅入居等 支援事業(居住サ ポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：箇所)

障害者相談支援事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1			
総合支援協議会						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1			
相談支援機能強化事業						
見込値	2	2	2	2	2	2
実績値	2	2	2			

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：実施の有無)

基幹相談支援センター						
見込値	有	有	有	有	有	有
実績値	無	無	無			
住宅入居者等支援事業						
見込値	有	有	有	有	有	有
実績値	無	無	無			

見込量確保の方策

- ◆ 相談支援事業については、福祉健康課での実施に加え、「長生地域生活支援センター」と「社会福祉法人九十九会」にも委託していますが、「基幹相談支援センター」の設置についても検討します。
- ◆ 周辺市町村と連携のもと、関係機関と情報共有を図るため、中核的な役割を果たす協議の場として「長生郡市総合支援協議会」を運営し、長生地域を圏域とした相談支援体制のあり方を検討します。
- ◆ 障害者虐待事案の解決に関しては、関係機関との連携を図り、迅速かつ適切な対応に努め、再発防止の取り組みを進めます。また、虐待事案を家庭等における虐待防止連絡協議会で共有し、虐待対応の向上に努めます。
- ◆ 「障害者差別解消法」に基づく「障害者差別解消地域協議会」で協議を行い、差別解消に向けての地域の体制づくりに努めます。

4. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利の擁護を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

成年後見制度 利用支援事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	1	1	1	2	2	2
実績値	2	2	2			

見込量確保の方策

- ◆ 高齢者分野の地域包括支援センターと連携し、制度の周知と利用促進を図ります。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：実施の有無)

成年後見制度法人 後見支援事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	無	有	有	有	有	有
実績値	無	無	無			

見込量確保の方策

- ◆ 成年後見制度のニーズが増えているため、法人を確保する体制を検討します。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、コミュニケーションに支障のある方に、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行い、日常生活の便宜を図ります。

【事業の概要】

手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等の意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を役場内に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：延利用件数)

意思疎通支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業						
見込値	50	60	70	80	90	100
実績値	58	76	34			
要約筆記者派遣事業						
見込値	0	0	1	1	1	1
実績値	0	0	0			
手話通訳者設置事業						
見込値	0	0	1	1	1	1
実績値	0	0	0			

見込量確保の方策

- ◆ 手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し実施します。引き続き、事業の継続に努めます。
- ◆ 手話通訳者の設置については、今後のニーズに応じ検討を進めます。

7. 手話奉仕員養成研修事業

手話で会話するのに必要な手話語彙^{ごい}及び手話表現技術を習得したものを養成し、意思疎通を図ることに支障のある障害者等が自立した生活を営むことができるよう支援します。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：受講(登録)見込人数)

手話奉仕員 養成研修事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	3	3	3	3	3	3
実績値	1	1	0			

見込量確保の方策

- ◆ 平成27年度から長生圏域7市町村共同で、2年間の養成講座を実施しています。第5期生については、令和6年度末に研修過程を終了する予定です。引き続き、事業の継続に努めます。

8. 日常生活用具給付事業

重度の障害者(児)を対象に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。

【事業の概要】

介護訓練 支援用具	身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等の用具
自立生活 支援用具	入浴補助用具や、聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅医療等 支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計等の在宅医療等を支援する用具
情報・意思疎通 支援用具	点字器や人口喉頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理 支援用具	ストマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生用品

住宅改修費	手すりの取り付け、床段差の解消等、移動等を円滑にするための 小規模な住宅改修に伴う費用の助成
-------	---

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：件)

日常生活用具給付事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	0	1	/	/	/
自立生活支援用具						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	2	0	/	/	/
在宅療養等支援用具						
見込値	2	2	2	2	2	2
実績値	2	0	1	/	/	/
情報・意志疎通支援用具						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	1	0	/	/	/
排泄管理支援用具						
見込値	57	60	63	60	60	60
実績値	64	63	51	/	/	/
住宅改修費						
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0	/	/	/

見込量確保の方策

◆ 日常生活用具

給付事業の周知を行うほか、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

9. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者(児)を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

移動支援事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	6	8	8	8	8	8
実績値	2	4	5			

見込量確保の方策

- ◆ 移動支援事業の周知を図り、実施事業所の充実に努めます。

10. 地域活動支援センター事業

障害者(児)の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動や生産活動の機会の提供など、基礎的な事業を行うほか、機能強化事業としてⅠ型～Ⅲ型までの各事業を行います。

【事業の概要】

地域活動支援 センターⅠ型	精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援 センターⅡ型	地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援 センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、生産活動の機会を提供します。(小規模作業所の実績を概ね5年以上を有し、安定的な運営が図られていること。)

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：箇所)

基礎的事業		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値		1	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1			
機能 強化 事業	I型						
	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	II型						
	見込値	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0			
	III型						
	見込値	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0				

見込量確保の方策

- ◆ 地域活動支援センターI型については、「長生地域生活支援センター」に相談支援事業を併せて委託しています。引き続き、事業を継続し、地域生活支援の促進を図ります。

II その他の地域生活支援事業(任意事業)

任意事業は、その地域の資源や特性などの実情により、町が自主的な判断により実施できる事業であり、障害福祉サービスや地域生活支援事業の必須事業と組み合わせて実施することにより、効果的なサービス提供を行います。

1. 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

訪問入浴サービス事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	3	3	3	4	4	4
実績値	3	3	3			

見込量確保の方策

- ◆ 訪問入浴サービス事業の周知を図り、利用を促進します。また、複数の事業所と委託契約を結び、利用者が事業所の選択をできるよう努めます。

2. 自動車運転免許取得・改造助成事業

社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

自動車運転免許取得・改造助成事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	0	1	0			

見込量確保の方策

- ◆ 引き続き事業を継続し、障害者の社会参加を支援・促進します。

3. 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障害者の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

日中一時支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込値	6	7	8	8	8	8
実績値	8	7	5			

見込量確保の方策

- ◆ 日中一時支援事業については、事業の周知を図り、身近な地域での支援が受けられるようサービス提供基盤の充実に努めます。

4. 知的障害者職親事業

知的障害者の自立更生を図るため、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に対象者を預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、知的障害者の福祉の向上を図ります。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

知的障害者職親事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	1	1	1	2	2	2
実績値	1	1	2			

見込量確保の方策

- ◆ 引き続き事業を継続し、障害者の社会参加を支援・促進します。

5. 療育支援コーディネーター事業

障害に関する専門性が備わった臨床心理士を配置し、障害児が一貫した療育支援を受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

療育支援 コーディネーター事業	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込値	1	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1			

見込量確保の方策

- ◆ 平成30年度から実施している事業であり、「中核地域生活支援センターひなた」に事業を委託しています。引き続き、事業を継続し、障害児の療育を推進します。

第6章 第3期障害児福祉計画

第1節 計画の基本理念と基本目標

「障害者基本法」の基本理念及び「一宮町障害者計画」の基本理念である、「障害がある人もない人も共に暮らせる自立と共生のまちづくり」を実現する趣旨から、本計画においては、次の基本理念と6つの基本目標を定め、町民、団体、行政が一体となって施策の推進を図ります。

■ 基本理念

障害がある人もない人も共に暮らせる
自立と共生のまちづくり

■ 基本目標

1 身近な場所での提供体制整備

教育・保育等の利用状況を踏まえ、障害福祉サービス、共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図り、障害児及びその家族に対して、一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

2 地域支援体制の構築

障害児通所支援等について、ニーズに応じた支援が提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。児童発達支援センターについては、関係機関と連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。

3 保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策と連携し、また、早期の発見及び適切な支援、支援の円滑な引継ぎを進めるため、母子保健施策との連携を図ります。庁内においても、福祉健康課、子育て支援課、教育課との連携体制を強化します。

4 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所、放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等での支援に協力できる体制を構築することにより、地域社会への参加・包容の推進を図ります。

5 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

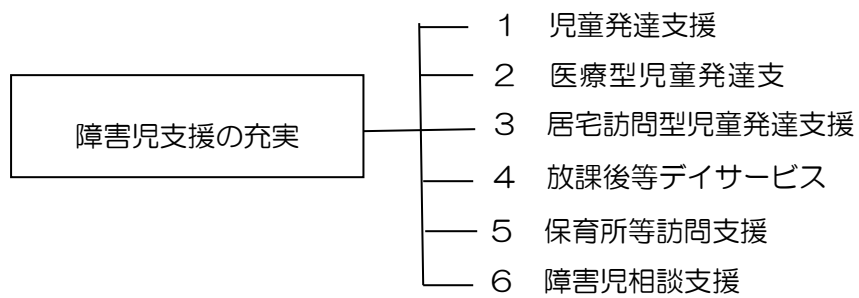
医療的ケア児、重症心身障害児等について必要な支援が受けられるように障害児支援等の充実、地域での支援体制の充実を図ります。

また、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築していきます。

6 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いの段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図ります。

第2節 施策の体系



第3節 障害児支援の充実

本章において、障害福祉サービスの令和3年度～令和5年度の実績及び令和6年度～令和8年度のサービス見込量を定めます。なお、令和5年度の実績については、令和5年4月～令和5年1月受付分の実績で記載しています。

【事業の概要】

児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障害児等に対し、上記の児童発達支援を行うとともに治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	支援を受けるために外出が困難な重度の障害児に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。
保育所等訪問支援	障害児のいる保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な指導を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に係る内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行うとともに、モニタリングで計画の見直しを行います。また、家族等からの相談や関係機関との連絡調整を行います。

【サービス提供見込量と実績】

(上段：日/月、下段：人/月)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援						
見込値	50	50	60	49	49	56
	5	5	6	7	7	8
実績値	30	37	41	/	/	/
	5	6	6	/	/	/
医療型児童発達支援						
見込値	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0	/	/	/
	0	0	0	/	/	/
居宅訪問型 児童発達支援						
見込値	3	3	3	3	3	3
	1	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0	/	/	/
	0	0	0	/	/	/
放課後等デイサービス						
見込値	216	240	264	266	280	294
	18	20	22	19	20	21
実績値	243	254	252	/	/	/
	17	16	18	/	/	/
保育所等訪問支援						
見込値	2	3	3	3	3	3
	2	3	3	3	3	3
実績値	2	0	0	/	/	/
	2	0	0	/	/	/

【サービス提供見込量と実績】

(上段・下段：人)

障害児相談支援						
見込値	25	25	27	25	25	25
実績値	16	17	7	/	/	/

見込量の確保の方策

- ◆ 地域で唯一児童発達支援センターを運営している「社会福祉法人九十九会」との連携を強化し、障害児が身近な地域で支援を受けられるようサービス提供の充実に努めます。
- ◆ 障害児の支援については、県立長生特別支援学校をはじめ、保育・教育、就労支援などの関係機関と連携体制を強化し、支援体制の充実に推進します。
- ◆ 保育所等訪問支援の活用により、障害児通所支援事業所が保育所や認定こども園、特別支援学校等での支援に協力できるような体制を構築し、障害児の地域社会への参加の推進を図ります。
- ◆ 重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、各関係機関で連携し、支援の充実に図ります。また、療育支援コーディネーターの配置に努め、総合的かつ包括的な支援のための地域づくりを推進します。
- ◆ 障害の疑いがある段階から、障害児又は家族に対する相談支援を行い、障害児の療育に努めます。また、町で行っている育児相談等への参加を促し、早期の療育に努めます。
- ◆ 発達障害児についても、早期の療育に努め、支援の充実に図ります。18歳以降も必要に応じてサービス提供等を行い、支援の継続に努めます。
- ◆ 令和2年度から活用しているライフサポートファイルの周知を図るほか、積極的な活用を促し、ライフステージごとに変わる支援者からの支援を一貫して受けられるよう努めます。また、災害等の緊急時や年金申請にも活用します。

第7章 令和8年度の目標値の設定

障害者（児）の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針に基づき令和8年度を目標年度として、以下の数値目標を設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行及び入所者数の削減

- ① 令和4年度末時点における施設入所者の14%以上を、令和8年度末までに地域生活へ移行する。
- ② 令和4年度末の施設入所者を、令和8年度末までに14%以上削減する。
- ※ 施設入所者とは施設入所支援の利用者とする。

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	14人	令和4年度末の施設入所支援利用者数
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (14.3%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】 削減見込	2人 (14.3%)	減少見込み数

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置します。また、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を定めます。

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18人	18人	18人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

②地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項目	数値
令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	4人

3. 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

令和8年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を長生圏域に1つ以上整備し、運用状況を年1回検証・検討する。

※地域生活支援拠点とは、

- ・地域移行、親元からの自立等に関わる相談
- ・一人暮らし、グループホーム等の体験の機会の提供
- ・ショートステイの利便性、対応力向上等緊急時の受入体制の確保
- ・人材の確保、養成、連携等専門的な知識を有する職員の配置
- ・サービス拠点、コーディネーターの配置等地域の体制づくり
- ・強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援する体制の構築

などの機能を有し、グループホームや障害者支援施設等の居住支援機能や地域支援機能を併せ持った拠点です。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

①令和8年度末までに福祉施設から一般就労への移行者数を1人以上にする。

項目	数値	備考
一般就労移行者数	0人	令和3年度末
【目標値】 令和8年度までの一般就労移行者数	1人	

②令和8年度末までに就労移行支援事業の一般就労への移行者数を令和3年度末の2倍以上にする。

項目	数値	備考
一般就労移行者数	1人	令和3年度末
【目標値】 令和8年度までの一般就労移行者数	2人	

③令和8年度末までに一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合を50%以上にする。

項目	数値	備考
一般就労移行者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所の割合	—	令和3年度末
【目標値】 令和8年度までの 一般就労移行者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所の割合	50%	

④令和8年度末までに就労継続支援事業所（A型）から一般就労への移行者数を1人以上にする。

項目	数値	備考
一般就労移行者数	0人	令和3年度末
【目標値】 令和8年度までの一般就労移行者数	1人	

⑤令和8年度末までに就労継続支援事業所（B型）から一般就労への移行者数を1人以上にする。

項目	数値	備考
一般就労移行者数	0人	令和3年度末
【目標値】 令和8年度までの一般就労移行者数	1人	

⑥令和8年度末までに就労定着支援事業の利用者数を1人以上にする。

項目	数値	備考
就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度末
【目標値】 令和8年度までの利用者数	1人	

⑦令和8年度末までに就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合を25%以上にする。

項目	数値	備考
就労定着率が7割以上の事業所の割合	—	令和3年度末
【目標値】 令和8年度までの 就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	

5. 障害児通所支援等の提供体制の整備

- ① 児童発達支援センターは長生圏域で整備されており、利用しやすい体制を構築します。
- ② 保育所等訪問支援は長生圏域で整備されており、適切な利用を促進します。
- ③ 令和 8 年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築します。
- ④ 令和 8 年度末までに、重症心身障害児が身近な地域での支援が受けられるよう、長生圏域で児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けた検討を進め、適切な利用を促進します。
- ⑤ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和 8 年度末までに、長生圏域で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため、協議の場の設置を検討します。
また、令和 8 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向け、長生圏域での協議を進めます。

6. 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

項目	実施の有無
障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有

②地域の相談支援体制の強化

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置	無	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	無	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	無	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

7. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

事業所等の職員や市町村職員が障害福祉サービス等に係る研修に積極的に参加することにより、障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、国保連合会に委託する障害者自立支援審査支払い等システムによる障害福祉サービス報酬の審査結果を事業所等と分析・共有することで適正な給付を行います。

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有	有
障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人

②障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果の共有

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払い等システムによる審査結果を事業所等と共有する体制	有	有	有
上記の実施回数	12回	12回	12回

8. 発達障害者等に対する支援

保護者が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識等を身につけられるようペアレントトレーニングやペアレントプログラムの導入を検討します。また、ペアレントメンターやピアサポートの活動への参加を促進します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	2人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

9. 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者の派遣等による支援を行うとともに、意思疎通支援者の育成・確保を図ります。また、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して用具の給付等による支援を促進します。

①手話奉仕員養成講座の実施

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長生圏域7市町村共同での手話奉仕員養成講座の開催	有	有	有
上記の実施回数	29回	29回	29回

②情報やコミュニケーションに関する用具の給付

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報・意思疎通支援に係る補装具の給付制度	有	有	有
情報・意思疎通支援に係る日常生活用具の給付制度	有	有	有

第8章 計画の推進にあたって

1 推進体制の整備

長生郡市総合支援協議会を中心に、長生圏域市町村、サービス提供事業者、関係機関等と連携し、協働して計画を推進するための体制整備に努めます。

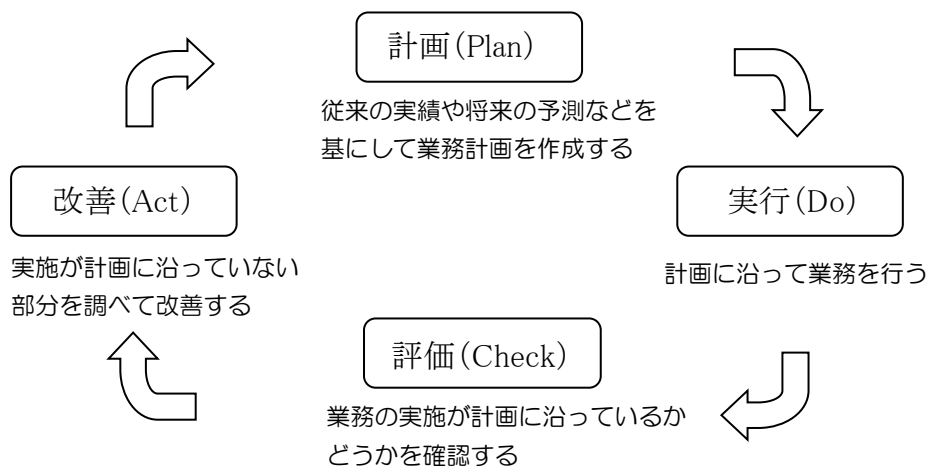
2 障害福祉サービス、障害児福祉サービス、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する情報の提供

サービス内容や利用の手続き等の情報を、町の広報紙やホームページ等を通じて情報提供するとともに、より一層障害者施策の普及、啓発に努めます。

3 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとに本計画の達成状況を点検把握し評価するほか、その結果については、一宮町障害者施策推進協議会や長生郡市総合支援協議会に報告し意見等を求め、計画の推進に活用します。

また、町の他の計画等に変更があった場合は、PDCA サイクル(計画・実施・評価・改善)の考え方にに基づき、適宜見直しを行い、整合性を図ります。



資料編

2023年11月21日

長生郡市障害福祉担当課課長 様

長生郡市総合支援協議会幹事会

幹事長 渋沢 茂

障害者基本計画等策定にあたっての意見

① 基幹相談支援センターについて

- ・設置を目指してほしい。

② 地域生活支援拠点について

- ・設置を目指してほしい。

③ 事業所の質について

- ・児童から成人に亘って、重度の方を受け入れる事業所が少ない。
- ・児童から成人までの事業所の質を向上させる取り組みを考えてほしい。

④ 相談支援事業所の不足

- ・児童から成人までの相談支援事業所が足りていない。方策を考えてほしい。
- ・児童から成人の事業にスムーズに移行できないこともある。

⑤ 医療的ケア児等について協議の場を設置してほしい。

⑥ 児童の資源について

- ・児童が使える社会資源が足りない。充足の方法を考えたい。

⑦ 障害者の働く場の拡充

一宮町障害者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 一宮町における障害福祉に関する施策を効率的かつ円滑に推進するため、一宮町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく一宮町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく一宮町障害福祉計画(以下「計画」という。)に関すること。
- (2) 障害者施策に係る調査研究に関すること。
- (3) その他計画の推進に関する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、福祉、保健、医療、障害者関係に関わる者及びその他町長が必要と認めた者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は、説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

一宮町民生委員推薦会委員	〃 3,500円
--------------	----------

」の次に

「

一宮町障害者施策推進協議会	〃 3,500円
---------------	----------

」を加える。

(一宮町障害者計画推進協議会設置要綱の廃止)

3 一宮町障害者計画推進協議会設置要綱(平成14年一宮町要綱第20号)は廃止する。

一宮町障害者施策推進協議会委員

(令和5年11月1日～令和8年10月31日)

	役職	氏名	所属・団体等
1	会長	小安 博之	一宮町議会
2	副会長	多久島 宏規	青松学園
3	委員	中村 照夫	一宮町障害者福祉会
4	委員	米本 光一	一宮地区医師会
5	委員	酒井 定男	特別養護老人ホーム 一宮苑
6	委員	吉野 繁徳	一宮町社会福祉協議会
7	委員	福田 茂博	長生特別支援学校
8	委員	山本 勝江	長生茂原心身障害児親の会
9	委員	峰島 重昭	一宮町民生委員児童委員協議会
10	委員	新田 晃	知的障害者相談員

一宮町障害者計画（令和3年度～令和8年度）

第7期一宮町障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）

第3期一宮町障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

発行：令和6年3月

発行者：一宮町

編集：一宮町福祉健康課福祉係

〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮2457

TEL 0475-42-1431

FAX 0475-40-1056